

提案第 8 号

上下水道事業の取扱いについて

1 水道事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 下水道事業

- (1) 公共下水道事業計画については、合併後に新計画を策定する。
なお、新計画が策定されるまでは現計画を新市に引き継ぐ。
- (2) 公共下水道事業の受益者負担金の額については、現行のとおりとする。なお、合併後の新規負担金の額の決定については、新市において調整する。
- (3) 下水道使用料については、合併時に新単価を設定する。
- (4) 農業集落排水事業実施中及び完了地区の受益者分担金の額については現行のとおりとし、合併後に新たに事業が実施される地区については、稲沢市の例による額とする。
- (5) 農業集落排水事業の排水施設使用料については、現行のとおりとする。
- (6) コミュニティプラント事業の受益者分担金及び使用料については、現行のとおりとする。
- (7) コミュニティプラント事業の施設維持管理については、合併後に新市において調整する。
- (8) 水洗便所改造資金の利子補給については、合併時に中島郡祖父

江町の制度に統一する。

(9) その他の事務事業については、稲沢市の制度に統一する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 5 - 2 2 上下水道事業の取扱い
調整の内容	<p>1 水道事業 現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2 下水道事業</p> <p>(1) 公共下水道事業計画については、合併後に新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは現計画を新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 公共下水道事業の受益者負担金の額については、現行のとおりとする。なお、合併後の新規負担金の額の決定については、新市において調整する。</p> <p>(3) 下水道使用料については、合併時に新単価を設定する。</p> <p>(4) 農業集落排水事業実施中及び完了地区の受益者分担金の額については現行のとおりとし、合併後に新たに事業が実施される地区については、稲沢市の例による額とする。</p> <p>(5) 農業集落排水事業の排水施設使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>(6) コミュニティプラント事業の受益者分担金及び使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>(7) コミュニティプラント事業の施設維持管理については、合併後に新市において調整する。</p> <p>(8) 水洗便所改造資金の利子補給については、合併時に中島郡祖父江町の制度に統一する。</p> <p>(9) その他の事務事業については、稲沢市の制度に統一する。</p>

【提案理由】

1 水道事業

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で構成する稲沢中島広域事務組合は、合併に伴って構成団体が1となることにより、当然に解散することとなるためである。

2 下水道事業

下水道事業については、安全で魅力のある都市・地域の実現、公共用水域の水質保全、循環型社会の構築を目指した整備を図るため、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努める必要があるためである。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針																																																																																																																																														
水道事業				<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="911 280 1715 309">第一次拡張事業計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 309 1227 338">認可年月日</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 309 1715 338">平成14年4月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 338 1227 367">起工年月</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 338 1715 367">平成14年4月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 367 1227 395">竣工年月</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 367 1715 395">平成22年3月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 395 1227 424">給水開始年月</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 395 1715 424">平成14年4月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 424 1227 453">事業費</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 424 1715 453">144,109,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 453 1227 481">目標年次</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 453 1715 481">平成21年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 481 1227 510">給水区域</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 481 1715 510">稲沢市、祖父江町、平和町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 510 1227 539">給水区域面積</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 510 1715 539">79.30K m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 539 1227 568">給水人口</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 539 1715 568">140,000人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 568 1227 596">1人1日最大給水量</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 568 1715 596">507リットル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 596 1227 625">1日最大給水量</td> <td colspan="3" data-bbox="1227 596 1715 625">71,000m³</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="911 727 1715 756">業務量</td> <td data-bbox="1406 727 1715 756">平成15年3月31日現在</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 756 1160 785">事</td> <td data-bbox="1160 756 1413 785">項</td> <td data-bbox="1413 756 1509 785">単位</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 756 1715 785">平成14年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 785 1160 813">行政区域内人口</td> <td></td> <td data-bbox="1413 785 1509 813">人</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 785 1715 813">137,487</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 813 1160 842">年度末給水人口</td> <td></td> <td data-bbox="1413 813 1509 842">人</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 813 1715 842">137,394</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 842 1160 871">普及率</td> <td></td> <td data-bbox="1413 842 1509 871">%</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 842 1715 871">99.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 871 1160 900">年度末給水栓数</td> <td></td> <td data-bbox="1413 871 1509 900">栓</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 871 1715 900">48,299</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 900 1160 928" rowspan="3">配水量</td> <td data-bbox="1160 900 1413 928">年間</td> <td data-bbox="1413 900 1509 928">m³</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 900 1715 928">17,056,787</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 928 1413 957">1か月平均</td> <td data-bbox="1413 928 1509 957">m³</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 928 1715 957">1,421,399</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 957 1413 986">1日平均</td> <td data-bbox="1413 957 1509 986">m³</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 957 1715 986">46,731</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 986 1160 1015" rowspan="3">有収水量</td> <td data-bbox="1160 986 1413 1015">年間</td> <td data-bbox="1413 986 1509 1015">m³</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 986 1715 1015">15,580,414</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1015 1413 1043">1か月平均</td> <td data-bbox="1413 1015 1509 1043">m³</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 1015 1715 1043">1,298,368</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1043 1413 1072">1日平均</td> <td data-bbox="1413 1043 1509 1072">m³</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 1043 1715 1072">42,686</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 1072 1160 1101" rowspan="3">取水量</td> <td data-bbox="1160 1072 1413 1101">地下水</td> <td data-bbox="1413 1072 1509 1101">m³</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 1072 1715 1101">9,797,899</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1101 1413 1129">県水</td> <td data-bbox="1413 1101 1509 1129">m³</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 1101 1715 1129">7,291,389</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1129 1413 1158">合計</td> <td data-bbox="1413 1129 1509 1158">m³</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 1129 1715 1158">17,089,288</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 1158 1160 1187">県水依存率</td> <td></td> <td data-bbox="1413 1158 1509 1187">%</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 1158 1715 1187">42.7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 1187 1160 1216">一日最大配水量</td> <td></td> <td data-bbox="1413 1187 1509 1216">m³</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 1187 1715 1216">(8/1)55,041</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 1216 1160 1244">有収率</td> <td></td> <td data-bbox="1413 1216 1509 1244">%</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 1216 1715 1244">91.3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 1244 1160 1273">供給単価</td> <td></td> <td data-bbox="1413 1244 1509 1273">円</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 1244 1715 1273">157.68</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 1273 1160 1302">給水原価</td> <td></td> <td data-bbox="1413 1273 1509 1302">円</td> <td colspan="2" data-bbox="1509 1273 1715 1302">148.63</td> </tr> </table>	第一次拡張事業計画				認可年月日	平成14年4月1日			起工年月	平成14年4月			竣工年月	平成22年3月			給水開始年月	平成14年4月			事業費	144,109,000円			目標年次	平成21年			給水区域	稲沢市、祖父江町、平和町			給水区域面積	79.30K m ²			給水人口	140,000人			1人1日最大給水量	507リットル			1日最大給水量	71,000m ³			業務量				平成15年3月31日現在	事	項	単位	平成14年度		行政区域内人口		人	137,487		年度末給水人口		人	137,394		普及率		%	99.9		年度末給水栓数		栓	48,299		配水量	年間	m ³	17,056,787		1か月平均	m ³	1,421,399		1日平均	m ³	46,731		有収水量	年間	m ³	15,580,414		1か月平均	m ³	1,298,368		1日平均	m ³	42,686		取水量	地下水	m ³	9,797,899		県水	m ³	7,291,389		合計	m ³	17,089,288		県水依存率		%	42.7		一日最大配水量		m ³	(8/1)55,041		有収率		%	91.3		供給単価		円	157.68		給水原価		円	148.63		<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
				第一次拡張事業計画																																																																																																																																															
				認可年月日	平成14年4月1日																																																																																																																																														
				起工年月	平成14年4月																																																																																																																																														
				竣工年月	平成22年3月																																																																																																																																														
				給水開始年月	平成14年4月																																																																																																																																														
				事業費	144,109,000円																																																																																																																																														
				目標年次	平成21年																																																																																																																																														
				給水区域	稲沢市、祖父江町、平和町																																																																																																																																														
				給水区域面積	79.30K m ²																																																																																																																																														
				給水人口	140,000人																																																																																																																																														
				1人1日最大給水量	507リットル																																																																																																																																														
				1日最大給水量	71,000m ³																																																																																																																																														
				業務量				平成15年3月31日現在																																																																																																																																											
				事	項	単位	平成14年度																																																																																																																																												
				行政区域内人口		人	137,487																																																																																																																																												
				年度末給水人口		人	137,394																																																																																																																																												
				普及率		%	99.9																																																																																																																																												
				年度末給水栓数		栓	48,299																																																																																																																																												
				配水量	年間	m ³	17,056,787																																																																																																																																												
					1か月平均	m ³	1,421,399																																																																																																																																												
					1日平均	m ³	46,731																																																																																																																																												
				有収水量	年間	m ³	15,580,414																																																																																																																																												
1か月平均	m ³	1,298,368																																																																																																																																																	
1日平均	m ³	42,686																																																																																																																																																	
取水量	地下水	m ³	9,797,899																																																																																																																																																
	県水	m ³	7,291,389																																																																																																																																																
	合計	m ³	17,089,288																																																																																																																																																
県水依存率		%	42.7																																																																																																																																																
一日最大配水量		m ³	(8/1)55,041																																																																																																																																																
有収率		%	91.3																																																																																																																																																
供給単価		円	157.68																																																																																																																																																
給水原価		円	148.63																																																																																																																																																

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針																																																																																																																																																			
				<p>水道料金（税別）（平成 15 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="909 261 1711 730"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">料金区分</th> <th colspan="8">径別</th> </tr> <tr> <th>13 mm</th> <th>20 mm</th> <th>25 mm</th> <th>40 mm</th> <th>50 mm</th> <th>75 mm</th> <th>100 mm</th> <th>150 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">準備料金 (単位：円)</td> <td>600</td> <td>1,400</td> <td>2,200</td> <td>6,000</td> <td>9,000</td> <td>20,000</td> <td>36,000</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align:center;">共用計算は、口径 13mm の準備料金 × 戸数</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">水量料金（1 m³につき）</td> <td rowspan="5">一般用</td> <td>1m³~10m³</td> <td colspan="8">50 円</td> </tr> <tr> <td>11m³~20m³</td> <td colspan="8">90 円</td> </tr> <tr> <td>21m³~30m³</td> <td colspan="8">150 円</td> </tr> <tr> <td>31m³~40m³</td> <td colspan="8">210 円</td> </tr> <tr> <td>41m³以上</td> <td colspan="8">270 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湯屋用</td> <td>100m³まで (基本料金)</td> <td colspan="8">5,200 円</td> </tr> <tr> <td>101m³以上</td> <td colspan="8">70 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臨時用</td> <td colspan="8">370 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新規給水負担金（税別） （平成 15 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="909 826 1319 1153"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 mm</td> <td>70,000 円</td> </tr> <tr> <td>20 mm</td> <td>140,000 円</td> </tr> <tr> <td>25 mm</td> <td>280,000 円</td> </tr> <tr> <td>40 mm</td> <td>700,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 mm</td> <td>1,050,000 円</td> </tr> <tr> <td>75 mm</td> <td>2,450,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 mm</td> <td>4,200,000 円</td> </tr> <tr> <td>150 mm</td> <td>9,800,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>手数料（平成 15 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="909 1214 1581 1430"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者 指 定 申 請 手 数 料</td> <td>1 件につき</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>設 計 審 査 手 数 料</td> <td>1 回につき</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>工 事 検 査 手 数 料</td> <td>1 回につき</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>証 明 手 数 料</td> <td>1 件につき</td> <td>200 円</td> </tr> </tbody> </table>	料金区分		径別								13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm	準備料金 (単位：円)		600	1,400	2,200	6,000	9,000	20,000	36,000	80,000	共用計算は、口径 13mm の準備料金 × 戸数										水量料金（1 m ³ につき）	一般用	1m ³ ~10m ³	50 円								11m ³ ~20m ³	90 円								21m ³ ~30m ³	150 円								31m ³ ~40m ³	210 円								41m ³ 以上	270 円								湯屋用	100m ³ まで (基本料金)	5,200 円								101m ³ 以上	70 円									臨時用	370 円								口 径	金 額	13 mm	70,000 円	20 mm	140,000 円	25 mm	280,000 円	40 mm	700,000 円	50 mm	1,050,000 円	75 mm	2,450,000 円	100 mm	4,200,000 円	150 mm	9,800,000 円	項 目	金 額		指定給水装置工事事業者 指 定 申 請 手 数 料	1 件につき	10,000 円	設 計 審 査 手 数 料	1 回につき	1,000 円	工 事 検 査 手 数 料	1 回につき	2,000 円	証 明 手 数 料	1 件につき	200 円	
料金区分		径別																																																																																																																																																						
		13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm																																																																																																																																															
準備料金 (単位：円)		600	1,400	2,200	6,000	9,000	20,000	36,000	80,000																																																																																																																																															
共用計算は、口径 13mm の準備料金 × 戸数																																																																																																																																																								
水量料金（1 m ³ につき）	一般用	1m ³ ~10m ³	50 円																																																																																																																																																					
		11m ³ ~20m ³	90 円																																																																																																																																																					
		21m ³ ~30m ³	150 円																																																																																																																																																					
		31m ³ ~40m ³	210 円																																																																																																																																																					
		41m ³ 以上	270 円																																																																																																																																																					
	湯屋用	100m ³ まで (基本料金)	5,200 円																																																																																																																																																					
		101m ³ 以上	70 円																																																																																																																																																					
	臨時用	370 円																																																																																																																																																						
口 径	金 額																																																																																																																																																							
13 mm	70,000 円																																																																																																																																																							
20 mm	140,000 円																																																																																																																																																							
25 mm	280,000 円																																																																																																																																																							
40 mm	700,000 円																																																																																																																																																							
50 mm	1,050,000 円																																																																																																																																																							
75 mm	2,450,000 円																																																																																																																																																							
100 mm	4,200,000 円																																																																																																																																																							
150 mm	9,800,000 円																																																																																																																																																							
項 目	金 額																																																																																																																																																							
指定給水装置工事事業者 指 定 申 請 手 数 料	1 件につき	10,000 円																																																																																																																																																						
設 計 審 査 手 数 料	1 回につき	1,000 円																																																																																																																																																						
工 事 検 査 手 数 料	1 回につき	2,000 円																																																																																																																																																						
証 明 手 数 料	1 件につき	200 円																																																																																																																																																						

項目	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	調 整 方 針
公共下水道事業に係る施設計画	<p>全県域汚水適正処理構想 平成 8 年 3 月作成整備計画面積 下水道等集合処理区域 2,402ha (公共下水道事業区域 2,199.9ha) 集合処理区域内人口 95,723 人(H15 計画) 平成 15 年度計画見直し 稲沢市公共下水道計画基本計画 平成 12 年度改定 汚水整備計画 計画目標年次 平成 27 年 下水道計画区域 2,214ha 下水道計画人口 101,990 人 雨水整備計画 整備計画面積 2,663ha 確立年 5 年 時間雨量 54 mm / 時間 都市計画決定・事業認可 目標平成 17 年 3 月 計画決定排水区域面積 661ha 事業認可排水面積 221ha 計画決定処理面積 746ha 事業認可処理面積 516ha 下水道法の事業認可 目標平成 17 年 3 月 事業認可排水面積 221ha 事業認可処理面積 520ha 区域外流入 公共下水道の供用開始区域外からの流入</p>	<p>全県域汚水適正処理構想 平成 8 年 3 月作成整備計画面積 下水道等集合処理区域 648ha (公共下水道事業区域 572ha) 集合処理区域内人口 22,573 人(H15 計画) 平成 15 年度計画見直し 祖父江町公共下水道計画基本計画 平成 12 年度改定 汚水整備計画 計画目標年次 平成 27 年 下水道計画区域 610.6ha 下水道計画人口 20,078 人 雨水整備計画 整備計画面積 791.8ha 確立年 5 年 時間雨量 50 mm / 時間 都市計画決定・事業認可 目標平成 17 年 3 月 計画決定排水区域面積 138ha 事業認可排水面積 0ha 計画決定処理面積 138ha 事業認可処理面積 138ha 下水道法の事業認可 目標平成 17 年 3 月 事業認可排水面積 0ha 事業認可処理面積 138ha 区域外流入 公共下水道の供用開始区域外からの流入</p>	<p>全県域汚水適正処理構想 平成 8 年 3 月作成整備計画面積 下水道等集合処理区域 357ha (公共下水道事業区域 201.1 ha) 集合処理区域内人口 13,741 人(H15 計画) 平成 15 年度計画見直し 平和町公共下水道計画基本計画 平成 12 年度改定 汚水整備計画 計画目標年次 平成 27 年 下水道計画区域 265.3ha 下水道計画人口 7,530 人 雨水整備計画 整備計画面積 249ha 確立年 5 年 時間雨量 50mm / 時間 都市計画決定・事業認可 目標平成 21 年 3 月 計画決定排水区域面積 161ha 事業認可排水面積 0ha 計画決定処理面積 161ha 事業認可処理面積 99ha 下水道法の事業認可 目標平成 21 年 3 月 事業認可排水面積 0ha 事業認可処理面積 124ha 区域外流入 公共下水道の供用開始区域外からの流入</p>	<p>公共下水道事業計画については、合併後に新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは現計画を新市に引き継ぐ。</p>

項目	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	調 整 方 針
公共下水道事業に係る受益者負担金	<p>公共下水道事業受益者負担金</p> <p>負担金の額</p> <p>第1負担区 500円/m²</p> <p>第2負担区 250円/m²</p> <p>第3～7負担区 500円/m²</p> <p>負担金の納期</p> <p>第1期 8月1日～同月31日</p> <p>第2期 10月1日～同月31日</p> <p>第3期 12月1日～同月25日</p> <p>第4期 翌年2月1日～同月末日</p> <p>一括納付報奨金</p> <p>負担金の額(第2期以降の単価)×6/1,000×月数</p> <p>限度額 25万円</p> <p>督促手数料</p> <p>規定なし</p> <p>延滞金</p> <p>年 14.5%(1月を経過するまでの期間は年 7.25%)</p>	<p>公共下水道事業受益者負担金</p> <p>負担金の額</p> <p>第1負担区 450円/m²</p> <p>負担金の納期</p> <p>第1期 8月1日～同月31日</p> <p>第2期 10月1日～同月31日</p> <p>第3期 12月1日～同月25日</p> <p>第4期 翌年2月1日～同月末日</p> <p>一括納付報奨金</p> <p>規定なし</p> <p>督促手数料</p> <p>規定なし</p> <p>延滞金</p> <p>年 14.6%(1月を経過するまでの期間は 7.3%)</p>	<p>公共下水道事業受益者負担金</p> <p>負担金の額</p> <p>第1負担区 470円/m²</p> <p>第2負担区 470円/m²</p> <p>基本額 230,000円</p> <p>限度額 502,600円(原則)</p> <p>負担金の納期</p> <p>第1期 7月1日～同月31日</p> <p>第2期 9月1日～同月30日</p> <p>第3期 11月1日～同月30日</p> <p>第4期 1月1日～同月31日</p> <p>一括納付報奨金</p> <p>規定なし</p> <p>督促手数料</p> <p>1通につき 50円</p> <p>延滞金</p> <p>年 14.5%(1月を経過するまでの期間は年 7.25%)</p>	<p>受益者負担金の額については、現行のとおりとする。なお、合併後の新規負担金の額の決定については、新市において調整する。</p> <p>負担金の納期については、合併時に稲沢市及び中島郡祖父江町の制度に統一する。</p> <p>一括納付報奨金については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>督促手数料については、合併時に廃止する。延滞金については、合併時に稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。</p>
公共下水道事業に係る使用料	<p>使用料の徴収</p> <p>稲沢中島広域事務組合水道事務所が徴収(協定締結)</p> <p>納入通知書又は口座振替の方法により毎月又は隔月に徴収。</p> <p>使用量の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水以外の認定水量 専用住宅は、世帯員1人につき1使用月 6m³ 水道水と水道水以外の併用の認定水量 専用住宅は、水道水の量と世帯員1人につき1使用月 3m³を加算した量 <p>使用料の単価 別紙</p>	<p>使用料の徴収</p> <p>稲沢中島広域事務組合水道事務所が徴収(協定締結)</p> <p>納入通知書又は口座振替の方法により毎月又は隔月に徴収。</p> <p>使用量の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水以外の認定水量 専用住宅は、世帯員1人につき1使用月 7m³ 水道水と水道水以外の併用の認定水量 専用住宅は、水道水の量と世帯員1人につき1使用月 3m³を加算した量 <p>使用料の単価 別紙</p>	<p>使用料の徴収</p> <p>稲沢中島広域事務組合水道事務所が徴収(協定締結)</p> <p>納入通知書又は口座振替の方法により毎月又は隔月に徴収。</p> <p>使用量の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道水以外の認定水量 専用住宅は、世帯員1人につき1使用月 7m³ 水道水と水道水以外の併用の認定水量 専用住宅は、水道水の量と世帯員1人につき1使用月 3.5m³を加算した量 <p>使用料の単価 別紙</p>	<p>使用料については、合併時に新たな単価を設定する。(別紙参照)</p> <p>使用量の算定方法については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</p>

項目	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	調 整 方 針
水洗便所改造資金の利子補給	<p>水洗便所改造資金の利子補給 融資あっせんの対象及び額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くみ取り便所の水洗便所への改造費用、並びに同時施工する排水設備費用 ・借入金の限度額 便所が1箇所の場合 60万円 便所が2箇所以上ある場合 100万円 ・し尿浄化槽の撤去費用及び同時施工する排水設備費用 ・借入金の限度額 し尿浄化槽1箇所の場合 40万円 し尿浄化槽2箇所以上ある場合 60万円 <p>融資あっせんの期限 処理開始日から3年以内</p> <p>融資あっせんの条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資あっせんの金融機関 稲沢市指定金融機関 市長が定める金融機関 ・融資金に係る利率 政府資金貸付利率 ・利子補給 融資に係る利子相当額を年度末に補給。 ・融資金の償還 60月以内の元利均等月賦償還 (繰上償還可能) <p>対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業 	<p>水洗便所改造資金の利子補給 利子補給金の対象及び額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くみ取り便所の水洗便所への改造費用 ・し尿浄化槽の撤去費用 ・排水設備の設置費用のうち、排水管及び排水きょにかかる費用 ・その他町長が必要と認める費用 ・借入金の限度額 1件につき100万円 <p>融資期限 供用開始年月日から3年以内</p> <p>融資の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入金融機関 祖父江町指定金融機関、祖父江町 収納代理金融機関、農林漁業金融 公庫資金 ・利子補給金の限度額 年43,000円以内。 ・利子補給 支払利息に対して、年度末に補給 ・借入金の償還 36月以内の元利均等方式 (繰上償還可能) <p>対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業 ・農業集落排水事業 	<p>水洗便所改造資金の利子補給 利子補給の対象及び額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くみ取り便所の水洗便所への改造費用 ・し尿浄化槽の撤去費用 ・排水設備の設置費用のうち、排水管及び排水渠にかかる費用 ・その他町長が必要と認める費用 ・借入金の限度額 1件につき100万円 <p>融資期限 供用開始年月日から3年以内</p> <p>融資の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入金融機関 規定なし ・利子補給金の限度額 借入れ利率の3%部分を上限に補給。 ・借入金の償還 36月以内の元利均等方式 (繰上償還可能) <p>対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業 ・農業集落排水事業 ・コミュニティプラント事業 	<p>水洗便所改造資金の利子補給については、合併時に中島郡祖父江町の制度に統一する。</p>

項目	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	調 整 方 針
排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者	排水設備指定工事店 資格要件 責任技術者1名以上専任 県内に営業所 設備及び機材を有する 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者登録手数料 排水設備指定工事店 5,000円 排水設備責任技術者 2,000円	排水設備指定工事店 資格要件 責任技術者1名以上専任 県内に営業所 設備及び機材を有する 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者登録手数料 なし	排水設備指定工事店 資格要件 責任技術者1名以上専任 県内に営業所 設備及び機材を有する 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者登録手数料 なし	現在登録されている排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者については、新市に引き継ぐ。 排水設備指定工事店及び排水設備責任技術者登録手数料については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
農業集落排水事業に係る分担金	<p>分担金の総額 事業費の10% (測量試験費、工事雑費、補償費を除く)</p> <p>分担金の額 地区単位分担金×給水(水道)断面(cm²)</p> <p>新規分担金(単位分担金) 千代地区 278,643円 天池地区 249,763円</p> <p>・分担金の賦課・徴収 事業実施中の受益者 事業年度毎に一括納付 納期 3月15日～同月31日</p> <p>事業完了後の新規受益者 新規分担金額を一括納付</p> <p>・督促手数料 規定なし</p>	<p>分担金の総額 事業費の5% (用地費、事務費、水道工事費を除く)</p> <p>分担金の額 分担金総額を受益者数で除した額</p> <p>新規分担金(1口当たり) 長岡東部地区 393,400円 牧川南部地区 281,900円</p> <p>・分担金の賦課・徴収 事業実施中の受益者 事業年度毎に一括納付 納期 3月15日～同月31日</p> <p>事業完了後の新規受益者 新規分担金額を一括納付</p> <p>・督促手数料 1通につき 50円</p>	<p>分担金の総額 農村総合整備モデル事業 事業費の10% 農業集落排水事業 事業費の10% 単独土地改良事業 事業費の20% (用地費、水道工事費を除く)</p> <p>分担金の額 分担金総額を世帯数で除した額 (限度額 502,600円)</p> <p>新規分担金(1口当たり) 嫁振城西浄化センター 387,510円 東城前浪浄化センター 400,000円 六輪南部浄化センター 400,000円 丸淵浄化センター 502,600円 三宅浄化センター 502,600円</p> <p>・分担金の賦課・徴収 事業実施中の受益者 事業年度毎に分割納付 納期 前期 9月1日～同月30日 後期 3月1日～同月31日</p> <p>事業完了後の新規受益者 新規分担金額を一括納付</p> <p>・督促手数料 規定なし</p>	<p>農業集落排水事業実施中及び完了地区の受益者分担金の額については、現行のとおりとし、合併後新たに事業が実施される地区については、稲沢市の例による額とする。</p> <p>分担金の賦課・徴収については、合併時に稲沢市及び中島郡祖父江町の制度に統一する。</p> <p>督促手数料については、合併時に廃止する。</p>

項目	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	調 整 方 針																																																																																														
農業集落排水事業に係る使用料	<p>使用料 (1)水道水等使用の場合</p> <table border="1" data-bbox="333 284 770 547"> <thead> <tr> <th colspan="4">使用料金(1月につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>排水量</th> <th>金額</th> <th>排水量</th> <th>金額 (1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">10m³まで</td> <td rowspan="5">1,000円</td> <td>11m³~20m³</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>21m³~30m³</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>31m³~40m³</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>41m³~50m³</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>51m³以上</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)その他の場合</p> <table border="1" data-bbox="333 580 770 699"> <thead> <tr> <th colspan="3">使用料金(1月につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th>加算料金</th> </tr> <tr> <th>世帯員数</th> <th>金額</th> <th>1人増すごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人まで</td> <td>1,000円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>水道水と水道水以外の水を併用した場合 水道使用水量と世帯員1人につき1使用月3m³を加算した排出量 使用料の徴収 稲沢中島広域事務組合水道事務所に委託</p>	使用料金(1月につき)				基本料金		超過料金		排水量	金額	排水量	金額 (1m ³ につき)	10m ³ まで	1,000円	11m ³ ~20m ³	100円	21m ³ ~30m ³	130円	31m ³ ~40m ³	160円	41m ³ ~50m ³	190円	51m ³ 以上	220円	使用料金(1月につき)			基本料金		加算料金	世帯員数	金額	1人増すごとに	1人まで	1,000円	800円	<p>使用料 (1)水道水等使用の場合</p> <table border="1" data-bbox="813 284 1249 547"> <thead> <tr> <th colspan="4">使用料金(1月につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>排水量</th> <th>金額</th> <th>排水量</th> <th>金額 (1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">10m³まで</td> <td rowspan="5">1,000円</td> <td>11m³~20m³</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>21m³~30m³</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>31m³~40m³</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>41m³~50m³</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>51m³以上</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)その他の場合</p> <table border="1" data-bbox="813 580 1249 671"> <thead> <tr> <th colspan="3">使用料金(1月につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th>加算料金</th> </tr> <tr> <th>世帯員数</th> <th>金額</th> <th>1人増すごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人まで</td> <td>1,000円</td> <td>580円</td> </tr> </tbody> </table> <p>水道水と水道水以外の水を併用した場合 水道使用水量と世帯員1人につき1使用月3m³を加算した排出量 使用料の徴収 稲沢中島広域事務組合水道事務所に委託</p>	使用料金(1月につき)				基本料金		超過料金		排水量	金額	排水量	金額 (1m ³ につき)	10m ³ まで	1,000円	11m ³ ~20m ³	100円	21m ³ ~30m ³	130円	31m ³ ~40m ³	160円	41m ³ ~50m ³	190円	51m ³ 以上	220円	使用料金(1月につき)			基本料金		加算料金	世帯員数	金額	1人増すごとに	1人まで	1,000円	580円	<p>使用料</p> <table border="1" data-bbox="1303 284 1729 547"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>排出量</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>-----</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">使用料金1m³につき</td> <td>1m³~10m³</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>11m³~20m³</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>21m³~30m³</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>31m³~50m³</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>51m³~100m³</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>101m³~</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>一時使用</td> <td>1m³につき</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>水道水以外の水を使用した場合 専用住宅は世帯員1人につき1使用月7m³</p> <p>水道水と水道水以外の水を併用した場合 水道使用水量と世帯員1人につき1使用月3.5m³を加算した排出量 使用料の徴収 稲沢中島広域事務組合水道事務所に委託</p>	区分	排出量	単価	基本料金	-----	600円	使用料金1m ³ につき	1m ³ ~10m ³	80円	11m ³ ~20m ³	90円	21m ³ ~30m ³	110円	31m ³ ~50m ³	130円	51m ³ ~100m ³	150円	101m ³ ~	160円	一時使用	1m ³ につき	160円	<p>使用料については、処理区を定め現行のとおりとする。</p> <p>水道水と水道水以外の水を併用した場合の排出量は、合併時に稲沢市及び中島郡祖父江町の制度に統一する。</p>
使用料金(1月につき)																																																																																																		
基本料金		超過料金																																																																																																
排水量	金額	排水量	金額 (1m ³ につき)																																																																																															
10m ³ まで	1,000円	11m ³ ~20m ³	100円																																																																																															
		21m ³ ~30m ³	130円																																																																																															
		31m ³ ~40m ³	160円																																																																																															
		41m ³ ~50m ³	190円																																																																																															
		51m ³ 以上	220円																																																																																															
使用料金(1月につき)																																																																																																		
基本料金		加算料金																																																																																																
世帯員数	金額	1人増すごとに																																																																																																
1人まで	1,000円	800円																																																																																																
使用料金(1月につき)																																																																																																		
基本料金		超過料金																																																																																																
排水量	金額	排水量	金額 (1m ³ につき)																																																																																															
10m ³ まで	1,000円	11m ³ ~20m ³	100円																																																																																															
		21m ³ ~30m ³	130円																																																																																															
		31m ³ ~40m ³	160円																																																																																															
		41m ³ ~50m ³	190円																																																																																															
		51m ³ 以上	220円																																																																																															
使用料金(1月につき)																																																																																																		
基本料金		加算料金																																																																																																
世帯員数	金額	1人増すごとに																																																																																																
1人まで	1,000円	580円																																																																																																
区分	排出量	単価																																																																																																
基本料金	-----	600円																																																																																																
使用料金1m ³ につき	1m ³ ~10m ³	80円																																																																																																
	11m ³ ~20m ³	90円																																																																																																
	21m ³ ~30m ³	110円																																																																																																
	31m ³ ~50m ³	130円																																																																																																
	51m ³ ~100m ³	150円																																																																																																
101m ³ ~	160円																																																																																																	
一時使用	1m ³ につき	160円																																																																																																
コミュニティプラント事業に係る分担金	なし	なし	<p>分担金の総額 事業費の20%以内 (用地費及び水道工事費を除く。) 分担金の額 分担金の総額を世帯数で除して得た額。(最高限度額 502,600円) 新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500円 分担金の賦課・徴収 事業実施中の受益者 事業年度毎に分割納付 納期 前期 9月1日~同月30日 後期 3月1日~同月31日 事業完了後の新規受益者</p>	<p>受益者分担金の額については、現行のとおりとする。</p> <p>その他については、合併時に農業集落排水事業の制度に統一する。</p>																																																																																														

項目	稲 沢 市	祖 父 江 町	平 和 町	調 整 方 針
			新規分担金額を一括納付 督促手数料 50 円/通 延滞金 14.5%(7.25%) 過誤納金の還付 年 7.25%	督促手数料については、合併時に廃止する。
コミュニティプラント事業に係る使用料			施設の管理 管理団体へ委託 【使用料】参考 基本使用料 2,000 円 加算使用料 90 円/m ³	施設維持管理については、合併後新市において調整する。 使用料の額については、現行のとおりとする。

別紙

新市下水道使用料（案）

		稲 沢 市		祖 父 江 町		平 和 町		新 市（案）	
種別	区分	排出量	1使用月につき	排出量	1使用月につき	排出量	1使用月につき	排出量	1使用月につき
一般用	基本使用料	10m ³ まで	1,100円	10m ³ まで	1,000円	10m ³ まで	1,150円	10m ³ まで	1,100円
	超過使用料 1m ³ につき	10m ³ を超え 20m ³ まで	120円	10m ³ を超え 20m ³ まで	100円	10m ³ を超え 20m ³ まで	110円	10m ³ を超え 20m ³ まで	110円
		20m ³ を超え 30m ³ まで	140円	20m ³ を超え 30m ³ まで	130円	20m ³ を超え 30m ³ まで	120円	20m ³ を超え 30m ³ まで	130円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	160円	30m ³ を超え 40m ³ まで	160円	30m ³ を超え 50m ³ まで	140円	30m ³ を超え 50m ³ まで	160円
			40m ³ を超え 50m ³ まで	190円	50m ³ を超え 100m ³ まで		220円	50m ³ を超え 100m ³ まで	180円
		50m ³ を超え 100m ³ まで	180円	50m ³ を超え 500m ³ まで	220円	100m ³ を超える もの	180円	100m ³ を超え 500m ³ まで	210円
		100m ³ を超え 500m ³ まで	210円					500m ³ を超える もの	250円
		500m ³ を超える もの	240円	500m ³ を超える もの	250円				
公衆浴 場用	基本使用料	100m ³ まで	4,300円					100m ³ まで	4,300円
	超過使用料 1m ³ につき	100m ³ を超える もの	60円					100m ³ を超える もの	60円
一時使 用	使用料 1m ³ につき		300円		250円		180円		300円

【先進事例】

市町村名	合併の期日	上下水道事業の取扱い
東京都 西東京市 (新設合併)	平成13年 1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業に関すること 新市においても、東京都水道事業の受託を継続する。 ・下水道使用料の取扱い 下水道使用料については、合併する年度及び翌年度に限り不均一とし、この間に料金統一の基本方針を定め、合併する年度の翌々年度より新料金を設定するものとする。
埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年 5月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の取扱い 埼玉県南水道企業団の行っていた事業を新市が行う際に必要な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法及び新市の規程等により取り扱うものとする。 なお、個別の事業における調整の方針については、原則的に、埼玉県南水道企業団特有の事業は現行のとおりとし、3市と同一又は類似する事業は3市の調整方針を基に合併時までに調整するものとする。 埼玉県南水道企業団の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。 ・下水道事業の取扱い 下水道事業については、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。
愛媛県 新居浜市 (編入合併)	平成15年 4月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の取扱い <ol style="list-style-type: none"> (1) 別子山村の水道事業については、当面、現行どおりとする。ただし、合併後、施設の状況によっては簡易水道事業等への取組を検討する。 (2) 別子山村の水道料金については、当面、現行どおりとし、事業の見直しに応じて調整を図るものとする。 (3) 別子山村の水道料金の徴収については、当面、現行どおりとする。ただし、利用者の利便性を図るよう調整に努めるものとする。
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水道事業について 水道事業計画については、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 水道料金、加入分担金、水道事業手数料、料金徴収及び検針業務については、田原町の制度に統一する。 (2) 下水道事業について 公共下水道事業計画については、新市において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 下水道使用料については、田原町の制度に統一する。なお、受益者負担金については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。 農業集落排水事業については、田原町の制度に統一する。ただし、使用料については、現行のとおりとする。 (3) その他上下水道に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。

【法令・取扱通知等】

水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

（事業の認可及び経営主体）

第6条 水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。

（供給規程）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

(2) 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

(3) 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

(4) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(5) 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。

5 水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

（受益者負担金）

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3 前2項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第3項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

- 6 延滞金は、負担金に先だつものとする。
- 7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、5年間行なわれないときは、時効により消滅する。

下水道法(昭和33年4月24日法律第79号)

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)

(分担金)

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。